

自転車指導啓発重点地区（筑紫野警察署）

令和4年3月

★自転車を運転する人は
次の点に気を付けましょう！★

1 歩道は、歩行者優先！

自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止をしましょう。

2 「止まれ」では確実に一時停止を！

一時停止場所や見通しの悪い交差点では必ず一時停止しましょう。

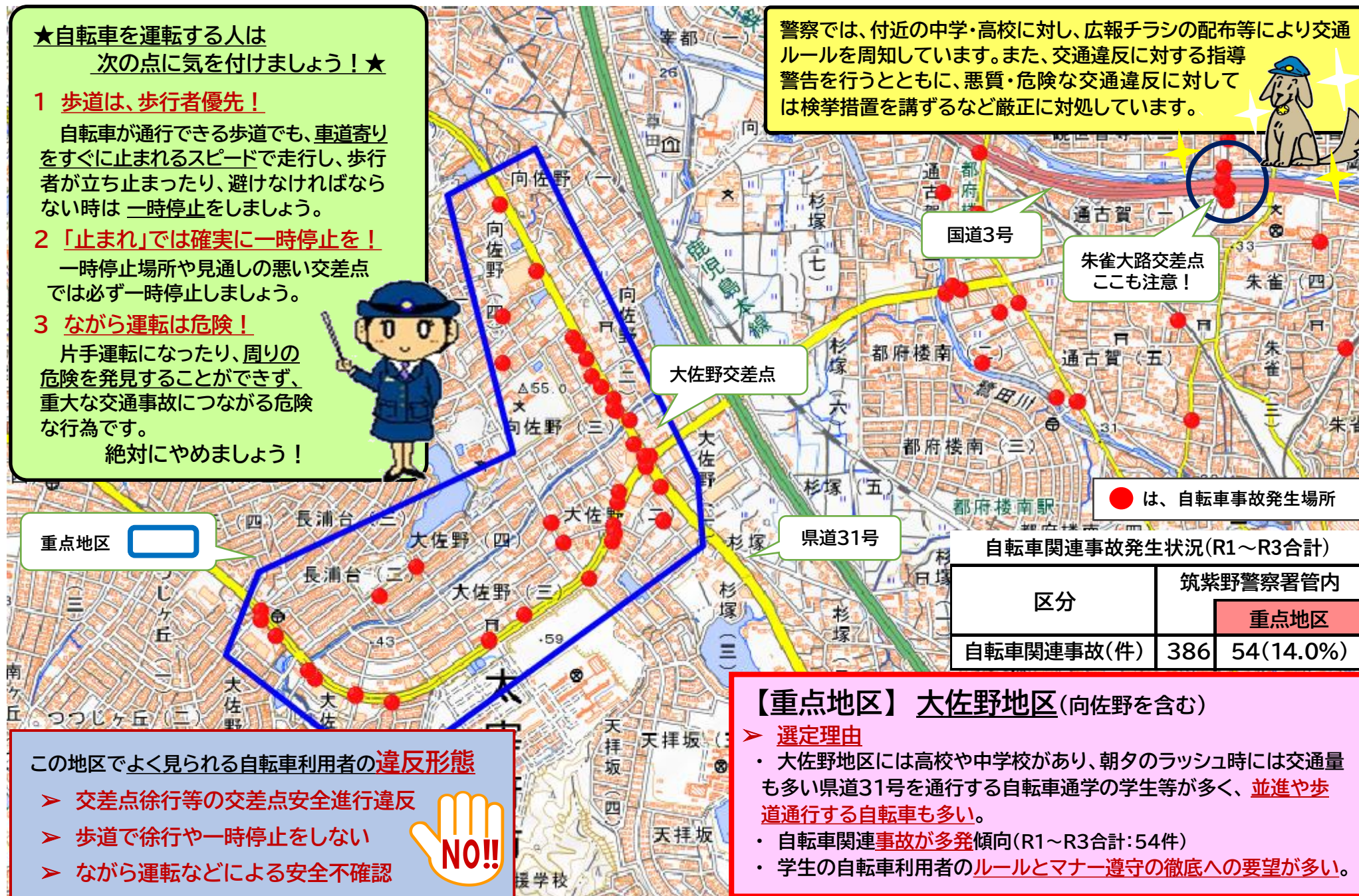
3 ながら運転は危険！

片手運転になったり、周りの危険を発見することができず、重大な交通事故につながる危険な行為です。

絶対にやめましょう！



警察では、付近の中学・高校に対し、広報チラシの配布等により交通ルールを周知しています。また、交通違反に対する指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど厳正に対処しています。



● は、自転車事故発生場所

自転車関連事故発生状況 (R1～R3合計)

区分	筑紫野警察署管内	
	重点地区	
自転車関連事故(件)	386	54 (14.0%)

この地区でよく見られる自転車利用者の違反形態

- 交差点徐行等の交差点安全進行違反
- 歩道で徐行や一時停止をしない
- ながら運転などによる安全不確認



【重点地区】大佐野地区(向佐野を含む)

- **選定理由**
 - 大佐野地区には高校や中学校があり、朝夕のラッシュ時には交通量も多い県道31号を通行する自転車通学の学生等が多く、**並進や歩道通行する自転車も多い。**
 - 自転車関連事故が多発傾向(R1～R3合計:54件)
 - 学生の自転車利用者のルールとマナー遵守の徹底への要望が多い。